

特100

442.1

芝雷山人著

增訂
二版

電車百馬鹿

附
電車ニ関スル不平
電氣鐵道取締規則
電氣ニ関スル注意心得

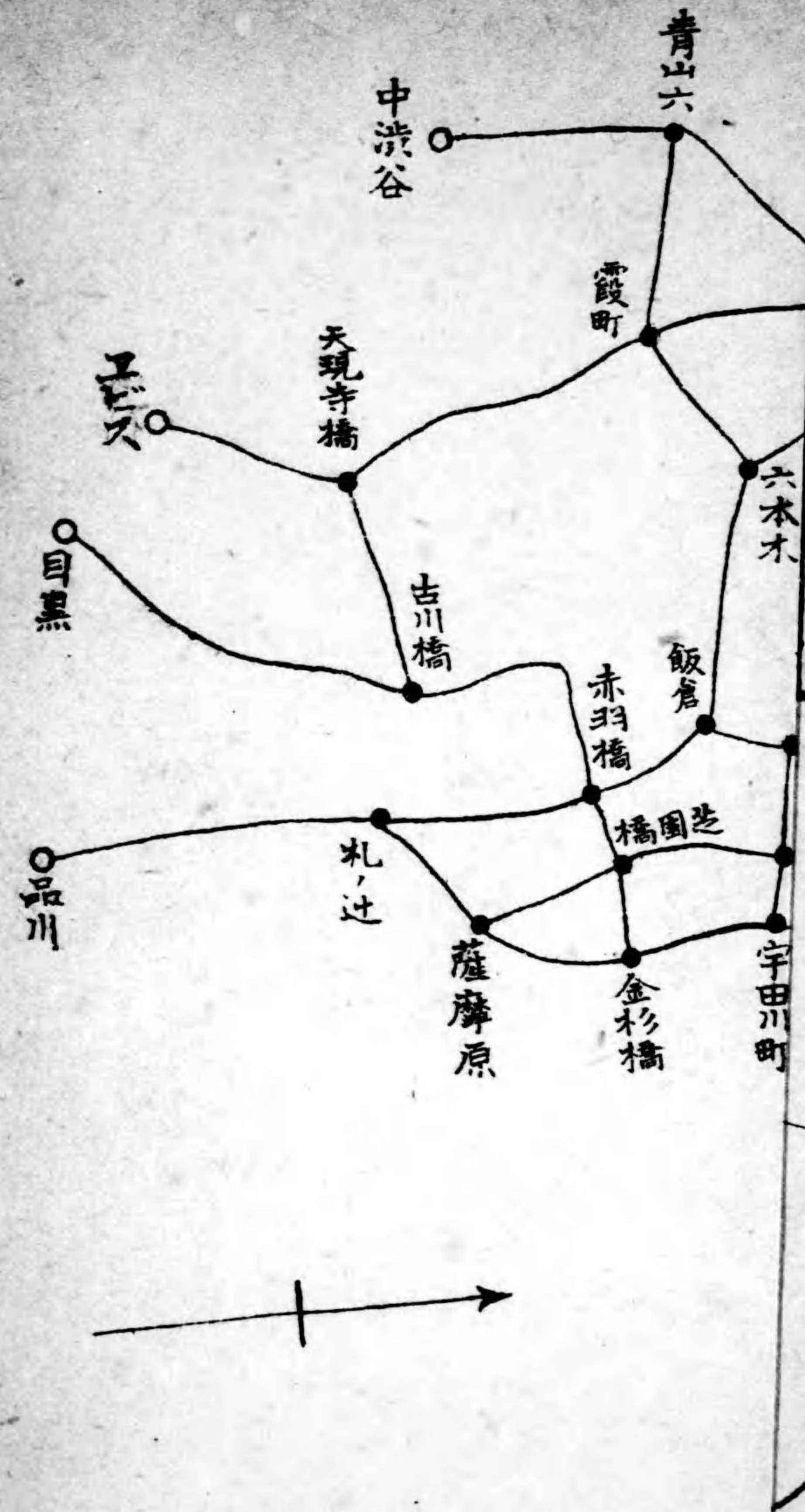


始

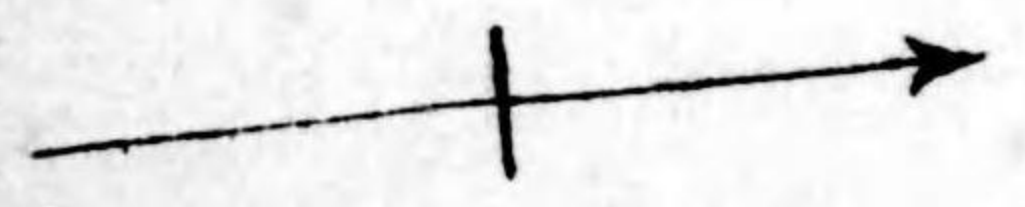
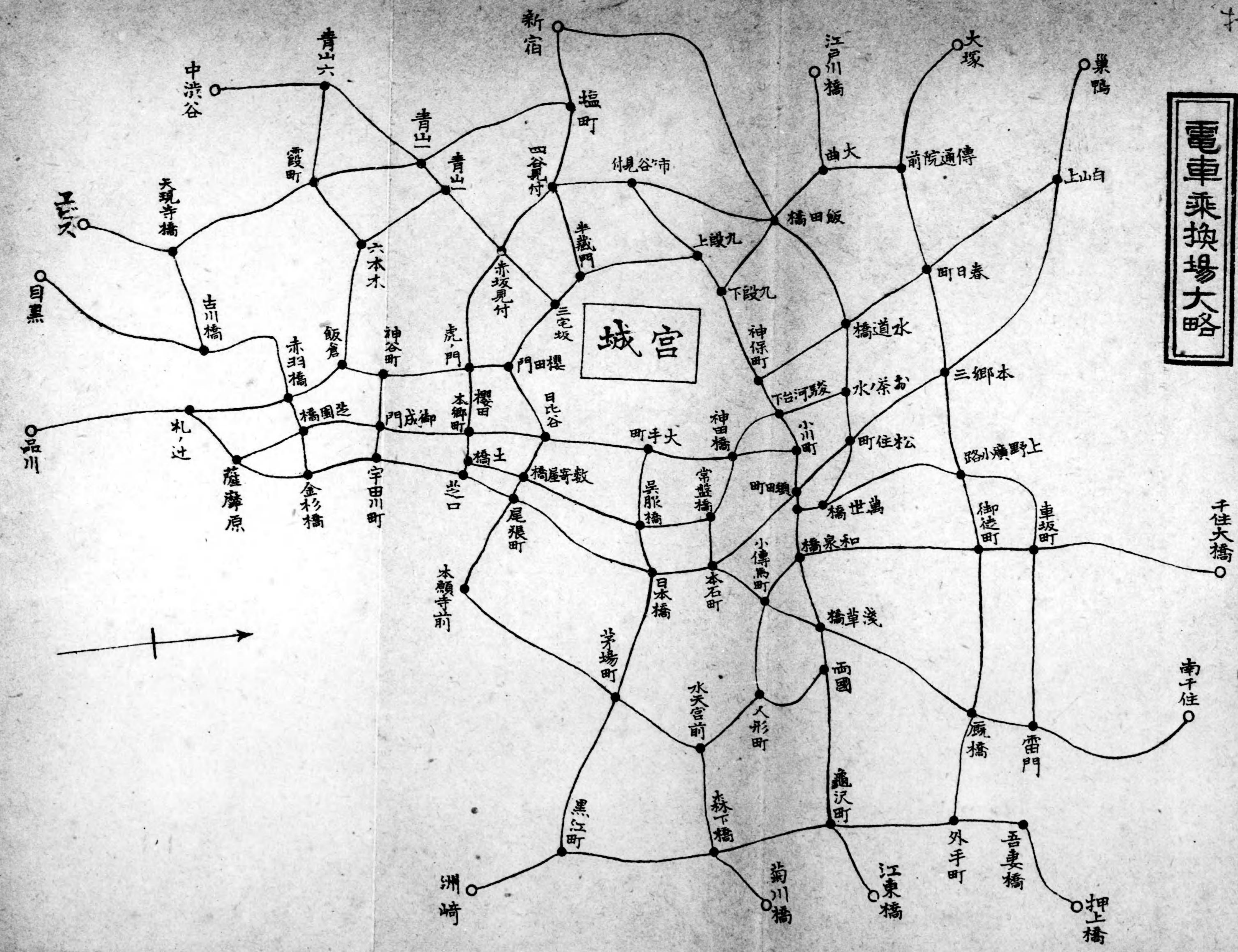


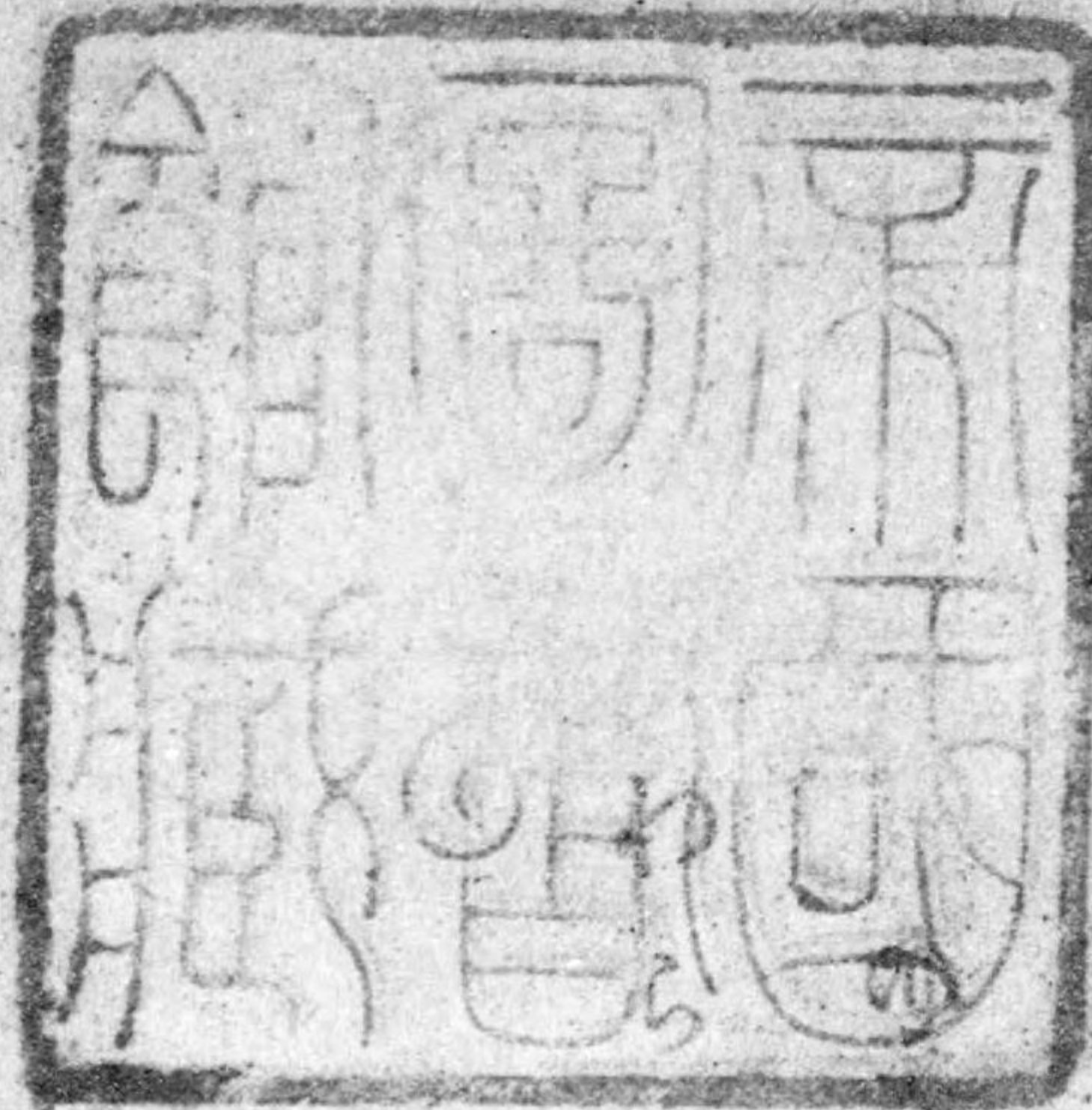
持100
442

電車乘換場大略



電車乗換場大略





電車はらす只お互に

つりあひ

はれぬやう

怪我のないやう

芝山 人





電車ばらす只お互に

ゆつりあひ

わらはれぬやう

怪我がのないやう

芝雷山人

大正
5. 5. 3
内交

拜啓御内示被下候電車百馬鹿は御添書
中に戯著御笑ひ被下度と拜見仕候ところ
車内の實事隨分癢に障り候こと多く殊に
花時その外祝祭日等休日の夕刻などは車
臺少なく一層の混雜を來たし酩酊者も不
少候ことよて老人小兒等の爲めには最も
危険に存候

左れば仲々以て笑ひ事にはこれなく貴著

によりて御互に譲合ひ候やうに致度ものに御座候従つてこの互譲の心を獨り車内に於てのみにせず諸種の集會稠人廣座の中に活用いたし候ことを得ば蓋し其利益不少ここに可有之存候電氣局にて毎度車掌用語と題し募集いたし候は其揭示場揭示期間より推測致候ても言外に互譲希望の深意包含致居ことゝ存候俗に他人の態

を見て吾か態を直せと申ことも有之候間
貴著の御希望も追々實現いたし可申近來
有益の御著述と確信罷在候
先は聊か愚見申陳度如斯御座候

大正五の如月

草々不備

梅深きところ 訥 拜

芝 雷 兄 座 下

芝雷山人著

增訂
電車百馬鹿

東京 開正舍發行

附言〔細字は車内及新聞雑誌にて見聞する不平批評等〕

1 車内の掃除不行届にして塵埃舞上るに平氣なる従業員の馬鹿

賃錢値上げなら車臺を多くし従業員の監督を勵行し、萬事面目一新大改良を要するよ、値上げ丈けの充分の責任を盡さなくてはいけない

2 急行せしめ得ずして人車よりも遅くらす
運轉手の馬鹿

新參だかも知らんが甚た困る熟練してから出掛けて貰ひたい

3 満員立錐の餘地なきに無限に乘せる車掌の馬鹿

制限外に乘せるのは其處に言ふに言はれぬ同情もあるが實際苦くて困る、車臺の不足が最も悪いのさ、全體當局者は何んど見るか、人口二百五十萬の大都會ぢやないか

4 發着の時に車体を激動させ乗客を將基倒にする運轉手の馬鹿

運轉手君よ、君は後方のことだから知らんと云ふだらうが採用せんぞ、倒された時は足を踏む者、帽子を落す者、尻餅をつく者あり、頭コッソなどは損害賠償ものたぞ

5 乗換切符を降車間際に渡し雨雪中に待たせる車掌の馬鹿

雨雪中に待たせて乗換切符を渡すのは不都合千萬だ、某地點は毎日の様だ充分監督を要するよ、同乗者中に例の徽章の人も居るから實見して居やうさ大改良く、車掌は大勉強しなくてはいけない、急用などの時は實に閉口だ、重要なる乗換場には助手一人位増置の出來もんかしら

6 行車中各車間の距離を不平均にする運轉手の馬鹿

各車間の距離はいつれ規定はあるだらうが、續々近距離で來

るかと思ふと六七丁場も見へぬことがある、尤も故障なども有るだらうが、運轉手の手加減が最大原因だ、嗚呼、待つ身に成るなかなあ……私の家のお目かさんは例の通りでせう、だから何所を今迄間誤ついで来たと云ふんでせう、妾全く電車の來なかつたには困たわ

7 夜間交叉點にて音響器を鳴らさぬ運轉手の馬鹿

夜間は最も頻繁に鳴さなくてはいけない、況んや十字路などは猶更のことだに度々喫驚させられることがある、必らず鳴してほしい

8 老幼者又は婦女の乗降の時侮慢の口吻ある

る車掌の馬鹿

従業員の職務規程にちやんと書いてあるから服従すへしだ、子供でも大勢連れた女に能くけんつく喰はせることがある、甚たよくないことだ

9 中央に空隙あるに拘はらす乗車を拒絶する車掌の馬鹿

運轉手が能くも見ないで乗れませんと刎付るのがあるが全くひどいよ、先日などは中央は隙いて居ておまけに丸い大帽章が三人も中央に樂々頑張て居て甚た不都合だつた

10 車掌臺でのみ發聲して世話もせず入りも

せぬ車掌の馬鹿

ボギイ車はさうでもないやうだが、其外になると車内に入つて世話をしないから入口ばかり混み合つて降りる時には困る、是等は一に車掌の注意を要する事甚大と云ふ可しだ

- 11 早口にして低声中央の人や初めての人に徹底せぬ車掌の馬鹿

車掌の大聲を要すること實に重且つ大なりだ、毎日乗て能く地理を知てる者でも聞洩らすことがあるに、始めて行く道には困ることが度々ある是等は最も大切なことだ、乗過こしたとて大悶着を惹起して居るのを見聞することがある、車掌採

用の條件に大聲は必要だ、今より平生大に黒豆の煮汁を呑むべし

- 12 停車の多數あるにも拘はらず交互行車にのみ勉めて融通の利かぬ信號人の馬鹿

交互に發車せしむることは法則かも知れないが、澤山に停車してゐる方も正直に一ツつゝ行車する様だが臨機の處理を許してないかしらん、當事者注意せよ

- 13 未だ全く乗り(又降車)切らぬ間に發車せしむる車掌の馬鹿

乗降に手間どるのは先づ老幼だが、怪我人の出来るのは多くは乗降の際だ、ハイカラがつて飛乗降する者ばかりの罪でもない

14 酩酊者や不潔容装者を乗車せしむる車掌の馬鹿

酔ばらいは大迷惑だ車掌は職務上大に謝絶すべきだ、先日などは最初には子供に冗談を言て居たが後には其若い母親に戯れて居たのを見た

15 群集を押割け自分のみ降車(又は)して子供を構ぬ馬鹿

迷子を出すのは屹度斯んな連中だらうと思ふよ、自分さへ好ければ子供などはごふでもいゝかしらんで、殊に亂暴なのは赤子をお負つて人混に壓揉れてゐる者を見るが子供許りは災難だ、親は亦生むからいゝかも知らんが随分ひどいよ、尤も此際氣を附ける車掌は胸にちやんと賞牌を帯びてゐたよ

16 従業員相手に争論し乗合に迄抗議する馬鹿

従業員も乗合も一切採り上げんが良いよ、併し随分癢に障る奴さ、此間も斯んな奴があつたから君勘辨して遣たらごうですと云たら怩々言てゐたよ

17 子供を掛けさぬとて怩々小言いふ馬鹿

自分の背後なり膝の上になり採たらよさ相だが、時々心得違
を言ふおかみさんがあるよ

18 廣告を朗讀して得意然と大に批評して
る馬鹿

あるよく、大學者が

19 小用と泣く子を嘔鳴附て同情者に迄無愛
想なる馬鹿

子供が可愛想なるに反對に其人間は憎いネー、先日何處かの
妻君がお愛想を言ふのに慳突言てゐた者があつた亂暴な者も

あつたものだ

20 他人の乗換路の遠近を盛んに口論して居
る馬鹿

乗換さへ厭はずば近く行けるやうだが、兎に角あまり讚めた
議論でもない

21 太股を現して居る馬鹿

驟雨に會つた婦人などは注意すべしだ、現はす心は勿論なか
らうがどうかすると見悪いのがある

22 遺失物忘れ物を笑て教へぬ馬鹿

若い女などなれば期せずして一同必らず教へるが、容装でも悪いと笑ふどころか何處を風が吹くと云ふ様だ、車掌君大に注意あれ

23 規則に抵觸として拒絶せられても強情に乗車する馬鹿

亂暴者を見受けますよ、わたし先達て上野で困たことよ、降りられないで

24 満員札あるに強て踏段に立て動ぬ馬鹿
運轉手は出せぬと云ひ、立て居る者は是非乗せろと言ふ、其曲直は別として此お相伴させられる乗客は大迷惑だ、此際車

掌は大に盡力すへし

25 冬季割引切符を以て普通車に乗せよとて屁理窟を並べる馬鹿

割引切符制度には大に研究を要する餘地があると思ふ

26 空覺を尤もらしく建物や舊跡を間違て話てる馬鹿

又聞の又聞などを請賣してるのがあがるが、傍て聞いて居ても其嘘に冷汗が出る

27 釣革持たずによろくして他に突當り笑

て居る馬鹿

釣革に摺て居ても女などはよろ／＼して倒れたりするが運轉手の不注意不熟練から来る奴さ

28 腰掛臺に据り込んで辨當をつかふ馬鹿

先日實見したが瀛車と同じ様に思っていたらしい、能く見たら何處かの御山詣での様であつた、電車も珍々と鳴たつけ

29 子供に廣く座席を與へて少しも譲らぬ馬鹿

子供と思ふて勘辨するが之をい／＼と思ふ親は間違てる、中に

30 車内で喫煙する馬鹿

は随分氣の毒なものもあるが平氣で澄してゐる親が多いやうだ
ないかと思たら實際あつたから驚いた、車掌は大に取締らなくてはいかんよ、あんな事を混合中にされたら全く大正から／＼出だ

31 聞に堪へざる事を大得意で話し傍人の笑ふに嬉しがる馬鹿

多くの中には不都合極まる話を耳にする

32 他を指示し己れの仲間に耳語し合ふ馬鹿

此連中には禮も作法も何もあつたものではないが失敬千萬だ
此やうなことは車内に掲示したらごんなものか、例の禁示に
ふともゝをあらはす事とさへあるから

33 群集中で化粧して居る馬鹿

何處かの白首でもあるか随分見悪くかつた

34 道を聞かれて碌々返事もせぬ馬鹿

道を問はれて随分諄く教へるので判り兼ねるものもあるが、碌々
返事しない奴は自分の威厳をおとすとても思ふのか、兎に角
ひどく先方を見下げたものだ

35 飛降する馬鹿

飛降りとは十人が十人怪我をするに極つてる様だがいまだに飛
降するのを見るが、傷害保険でも附けて居るのか、随分自分
で自身をお粗末に扱ふもんだネー

36 強ひて婦女子に密接して腰掛ける馬鹿

女の傍に腰掛けて横目でチヨイ／＼見て居るのも可笑しいが
女の方から窺み見るのも餘り見よくない

37 入口を脊にして靠れ掛り他の顔のみ眺めて居る馬鹿

彼奴の身分は何か知らんて、時々斯んなのを見受けるがバツ
ス連の中かな

38 荷物ある人や老人子供を前に眺めて安座
してゐる馬鹿

一八

随分ひどいのがあつたよ、此間も見たら掛けて居た奴は筋骨逞
ましく遠からん者は音にも聞けぬ奴で其前がお婆さんに五
つ位の子供さ、江戸ツ子の鼻糞でも吞ましてやりたい

39 暑い時に窓を開けぬ馬鹿

埃が舞込むによつてなあと云て窓を開けないので汗だくく
さ、車掌大に注意すべしだ、斯んな連中に乗合たら實に災難

40 放歌喧噪する馬鹿

酔ても居ない様だつたが義太夫を唸りだしたには困た、聲自
慢かも知れないが眞平だ、車掌が黙つて居たが同好者かな

41 進行中運轉手に話掛ける馬鹿

此節大分稀れに成たが時々見受ける、運轉手君よ何か鞆かな
いやうに仕玉へ

42 飛乗りする馬鹿

十間斗り片足丈け乗せて上り兼ねて居たら誰れか手を採つて
引上げたが随分危ぶなかつた、運轉手君細心の注意を要する

43 他の前で大聲大欠伸する馬鹿

無さま無禮極まるよ、先日も若い女が迷惑して居たつけ

44 互たがひに空席くうせきを譲りゆづ合あふて他ひとにも掛かけさせぬ馬鹿ばか

借り切かなんかの積りで人に掛けさせないのは困る、時々斯んなのを見受るが常人同士の禮は傍人に無禮だ

45 他ひとの前まへで耳垢みみ、あかや雲脂ふけを平氣へいきで散ちらす馬鹿ばか
此間も黒縮緬の羽織着た品のいゝ奥さんの袖に雲脂が掛かつたのが目立って見へたが随分無作法なもんだ

46 窓外まどそとに首くびや手てを出だす馬鹿ばか

車掌が餘程矢釜敷云はなくちやいけな、實にヒヤ／＼させるのがある

47 寢轉ねころんで居ゐる馬鹿ばか

酒呑の病人かと思つて居たら小説を出して見て居た、車掌の不注意至れり盡せりだ

48 座席ざせきもなきに知人しりびとを招まねき寄よせて互たがひに困難こまらして居ゐる馬鹿ばか

折角呼寄せた間際に人に掛けられたりするものもある、亦自分が起つて譲るかと思へは立たせて置く、なんの爲めに招いたのか

49 車内に痰を吐く馬鹿

實に穢くて困る、時々斯んな不心得者を見受けるよ、斯んな時に車掌は大に職務勵行すべしだ、青痰など踏ませられちゃ堪まらんからネ

50 寒い時窓を開放し衛生の講釋をしてる馬鹿

此大馬鹿には閉口だ、人が何か云たら最後頼珍漢語交りて説き出して揚句のはては屹度喧嘩さ、車掌は注意しなくちやい

51 大荷物を提げて席を譲りさうなものとかん

々々を見廻はしてる馬鹿

荷物を持って居たら早速丁寧に頼んで掛けさせて貰ふに限るよ誰か掛けさせて呉れさうなものど變な顔してるのは見ともない

52 運轉臺に出て動かず出入を妨げてる馬鹿

運轉臺に出て、出入の邪魔は眞に閉口さ、運轉手も車掌も惡るい、先日乗換に困つたことがある

53 窓に肘掛け座席を斜めに廣く占領してる馬鹿

尊大に構へて屹度片膝を曲けて腰掛に載せて、座中をチロ
く眺めて髯などをひねつて居るが其奴の憎いことネー

54 鹿^か 乗換切符^{のりかへきつぷ}に愚痴^{ぐち}を并^{なら}べて進行^{しんかう}を鈍^{にぶ}らす馬^ば

乗換切符ぢや車掌も客も双方悪るいよ、併し自分が不注意で
居て後とで彼是の談判は、曲直は兎も角乗客は大迷惑さ

55 尻^{しり}を先^{さき}に無言^{むごん}で無理^{むり}に割込^{わりこ}む馬鹿^{ばか}
婆さんなどに多いが中腰に成て狙つて飛込まれると喫驚する

56 酒氣^{さけけ}芬々^{ふんふん}管^{くだ}を捲^まいてる馬鹿^{ばか}

寒い時分や夜分に多い様だが斯んな奴に限つて誰彼なしに喧
嘩したがるので困る、車掌君大に骨折る可しだ、一層のこと
最初から乗せないに限るよ

57 降車^{おりくる}間際^{まぎわ}まで釣革^{つりかわ}を放^{はな}さず他^たの頭^{あたま}に突當^{つきあて}
てる馬鹿^{ばか}

結立ての髪に突當られたとて若い女が泣出しさうだつたが、
帽子に引掛けられるにも困る一體全體釣革は不足だ

58 居睡^{いねむり}して傍人^{わりのひと}に靠^たれ掛^かる馬鹿^{ばか}
度々注意してやつたが、其時限りだから、一策を案して充分
に肩へ靠掛けさせて置いて僕の肩を思ふさま引いたら翻筋斗打

つて平太張りおまけに小風呂敷包が咽喉へ引掛り目を白黒にしたから大笑ひさ、奴さん極りが悪るので早々降りたよ

59

人の前で鼻糞を穿出して弾き散らす馬鹿

穢ない奴さ、ごんな面かと思て見直したら大胡座の大獅子鼻だつた、度々掃除の必要があると思た、人前だけは辛棒しろ

60

釣革二本を占領して腕を張出してゐる馬鹿

どうかすると腕を顔や頭に突當てられるから困る、先達僕は泥交りの埃の上へ帽子を落されて困たよ、車掌は餘程働くべし

61

入口に頑張て中央の空間へ繰進まぬ馬鹿

中央の空隙へ進まないで頑張てゐる奴を能く見受けるが出入口ばかり混雑して大迷惑だ、車掌も呶鳴てばかり居ないで中央に入て順繰に進ませなくちやいけない

62

停車して始めて乗換だぞ徐々支度に取り掛る馬鹿

車掌が今少し氣を利かして欲しいよ、降車に徐々く支度された日にや乗合一同大迷惑さ、僕は瀛車に間に合はないかと思てごんなに心配したらう、尤も車掌が「停車してからお降りをお願いしますお忘物のないやうに」と云ふから屹度之を誤解して居るに違ひないよ

63 他たの伴つれの眞ま中なかに割わり込こんで双さう方ほうの話はなしに聞き惚ほてる馬ば鹿か

二八

自分を挟くわんで兩隣りうりんりから話合わてる中間ちゆうかんに居いるのは變かはなものだ
が、ごうかすると双方さうほうの顔かほを眺ながめて其話そのはなしに聞惚きほれて笑わらたりな
として丸まるて其伴そのつれかなんかなんどのやうに感心かんしんしてゐる奴やつが
あるが随分無作法ずいぶんむさくなもんさ、一寸席いっすんせきを取換とへたら先方さきほうも自分おれ
も好都合こうごうなのに

64 濡ぬれた儘ままを遮しや二無む二割わり込こんで傍はたの人ひとに迷めい惑わく
を掛かける馬ば鹿か

濡ぬれた儘ままを割わり込こまれるのは甚ひどた困こるが、先達さきだち雨あめ雫しずくの垂たれる儘ままで

御召ごめいのコートかなんかで頗おめか七しちの美人びじんの隣りんに腰こしを下くだし
たの見たみたが美人びじんの迷めい惑わく相あな顔かほに引換ひきかて其人そのひとは澄あましたもの
さ、ところが美人びじんも堪たへられないかして直ただ次つぎの停留場ていりゆうじやうで降くだ
りたよ

65 降くだ車くるまするとして三四さんじゆうヶ前ぜんの停てい留りゆう場じやうより大おほ騷さわ
して他たに迷めい惑わくを掛かける馬ば鹿か

斯あんなのが有あつたよ、停留場ていりゆうじやう毎まいに傍はたの人ひとに聞合きあせて居いた、併ひし
之これは不知案内しちじあんないから來きる注意ちゆういだからいゝが、ごうかすると自
分の降くだりる停てい留りゆう場じやうが未また〜先まなののに「降くだりるよ」など
、混合中くわんごちゆうを押分おしけてゐられるには全く閉口へいこうた、初めから停てい留りゆう
場じやうの名なを言いはすに、降くだりるんだと腕力うでぢからを用もちふる奴やつなどがある

二九

が沙汰の限りだ、車掌が早く氣を利かして制止して欲しい

66 子供に食物を與へて傍人に迷惑を掛ける
馬鹿

先達隣席の婦人の頭髮に飴が附いて因てるのを見たが、双方とも餘程氣を附けないと人を訪ふ出先などでやられては災難だネー

67 切符代に大札を出し乗合中に迷惑を掛ける
馬鹿

大札を出すのは故意か不知か、御客と車掌で困るのを時々見

受けるが、一體あの結末は如何成るか知らん

68 物に見とれて乗過ごし狼狽して傍人に迷惑を掛ける馬鹿

随分あるネー、最もお上りさんに多い様だが車掌の聲が小さかつたり丸で聞取れないのがあるよ、客も車掌も多に注意を要するネ

69 喧嘩口論して乗合中に迷惑を掛ける馬鹿

車内での喧嘩は眞平だ先日打合を始めた奴があつたので一層の混雑さ、斯んな連中に限て乗降ともに大威張りで人の足を

踏んだり頭に突當たりする奴さ、斯ん奴は理否曲直を聞くことも仲裁も無用だ車掌は早速降車の手續するが好い、乗合殊に老幼などに怪我でもないやうに

70 窓を枕に高軒して教ぬとて他に迷惑を掛てる馬鹿

實に馬鹿だ、それに涎や鼻水を出して居たのがあつたが見られた態でなかつた

71 發着の際に淺く腰掛け他に倒掛り笑て澄す馬鹿

發着の際に將基倒しになつて尻を痛めたなどは毎度ある様だが、此際に足を踏まれるのは災難だ、運轉手の不熟練は最大原因だ

72 大荷物を他に突當てゝ澄してる馬鹿

何んだか堅い物で背から壓されるので釣革を放して窓に手を掛けて居たが、追々腰が痛むので漸く横の空席へ避けて後を見たら大荷物を持った奴さ、角張て随分痛かつたせ、車掌は大に注意しなくてはいけない、荷物は膝へ乗せ得る位のものといふから極小さいものを意味するのに

73 大胡床をかいて膝を傍人に突當てゝ澄し

てる馬鹿

随分お龜末なやつだよ、自分獨り借切かのやうに失敬千萬な

74

傘や杖を腕に掛け又は脇挟み他に泥土を
附けて澄ましてる馬鹿

寧ろ田舎の爺さん達の様に擔いたらいゝに大氣取りで腕などに引掛けてるから人に泥をつけるのだ、先日斯んな奴に出會たからごんな人間かと其面を見たら高衿に赤いネクタイをして居た、なんのことはない丁度或ものゝ前座をつくりさ、おまけに色が黒いのでいやはや

75

降車人を突退け乗車する馬鹿

急ぐ爲めでもあるふが、降車の後でなくては空隙がなくて乗れぬのだから少し待つたらよからうに、人を突飛ばしたり無理く押す杯は亂暴極まるよ

76

満員中を降車するに他を突退る馬鹿

混合てる中を降車するのだから、其旨を告げたなら人も何んとか譲合だらうし喧嘩口論もなくて済むだらうに輒やもすると喧嘩になるが、全體車掌の注意の足りないのが大原因だ

77

満員に悠々と新聞を擴げ他の顔に接觸して平氣なる馬鹿

傍人の顔に當て、平氣で居るが、折返し悪いので脹れ面して

居たのは好氣味で可笑かつた

78 股間に傘を挟み平氣で居る(婦女)馬鹿

傘を股間に挟んで犬頭を彫刻した太柄を堅く握つて居た若い女を見たが、實に變なものだつたが能くあるから見玉へ

79 嫌忌すへき病氣を現し平氣で居る馬鹿

子供の頭瘡の剝出しも閉口だか、先日見たのは腫物の崩れたのに膏藥の取れて居たのであつた、乗合か皆胸惡さうな顔色をして居た、こんなのは乗車を斷るへしだ

80 痰唾を吐きては履物で拭きつゝ平氣なる

馬鹿

實に穢なくて胸が悪くなる、鼻紙か窓外に仕したら宜からうに、車掌は何所を見て居るだらう、之れが相當な容装をしてるのに有るから非道い

81 前釦の外れ居るを平氣で居る馬鹿

随分見悪いものだが、先日雨天の時だつた高端折した女の衣類の前の不都合に「はだかつた」のは殊に見悪くかつた

82 臭氣甚しきものを人前に出して平氣なる馬鹿

此間もさうだ魚の腐た様な何んとも云へかたい悪臭のあるものを、風呂敷の儘を大事さうに膝の上に載せて居た者が隣席に掛けて居たので皆々鼻摘みさ、其罪は車掌も分擔しなくては成らないさ

83 大噓し餘沫を他に撒けて平氣なる馬鹿

噓の餘沫が掛かつて喧嘩をして居るのを見たが可笑かつたよ其れは斯うなんだ最初大噓の餘沫が顔へかゝると其人が小言を云ふて居ると亦二ツ三ツ連發に來たから堪まらない「此野郎」と云ふ譯さ、さうすると亦餘沫を掛けたが後とで噓先生が謝罪して云ふには「貴君は氣が早い、僕は謝罪し度も後續連發で聲が出ないので失禮した」と、傍人が腹の皮を擦つたよ

84 濡た傘を他に寄せ掛けて平氣なる馬鹿

斯んな奴に限つて傘を直はさうともしないで早速性慾論か戀愛小説などを見る奴さ

85 履物を高く歩み他に泥土を附けて平氣なる馬鹿

泥の履物で足を高く上げて歩かれるには閉口だ、此間しかも雨天だつたがお召のコートや洋袴に泥を付けたのを見た、人込みの中を歩くに随分無作法なもんだ、斯んな奴に限つて屁理窟を言ひながら威張て人を突退て通ふるが馬鹿も馬鹿も大馬鹿だネー

86

荷物を座席に排列して平氣なる馬鹿

全體大荷物を持つて乗る者も乗せる車掌も惡い、無遠慮にも其荷物を座席に並べて知らん顔して居るには困る、最初から車掌の注意が足りないからだ、監督は斯んな車掌を見付けられないのかしら

87

家畜を同乗させぬと怒る馬鹿

停留場で小猫を抱て待て居たのを見たから、畜類は乗せませんよと言つてやつたら變な顔をして「斯んなに小さい可愛ものをマア」と言て疑つてる様だつた

88

満員に他に壓揉れしと怒る馬鹿

混雜の時には互に勘辨仕合はなくちや成らないに壓したが惡いとて怒る者を能く見受けるが態と押すのでもなく乗降から自然に来るのだから仕方がないさ、併しどうかすると不心得な奴があつて、押せ／＼など、大に威なせがつて面白半分にやるのは憎むへしだ、こんなのは場違ひの江戸ツ子に多い

89

途中勝手に乗換場を變更して従業員に喰て掛る馬鹿

乗換切符で度々苦情を見聞きするが、車掌にも小理窟を言ふ奴が居るから癪に障て喧嘩に成るのだが能く改めなかつた客も悪いが、車掌も眼前で説明しつゝ、缺を入れたら双方とも能く判つて幾分か斯んな苦情は減りはしないかしらんで

90 投出してある足に躓いたとて怒る馬鹿

投げ出してある足に躓いたが悪いとて怒る奴は打てく打ちのめして遣り度くなる、世の中には斯んな無茶を言ふ者が多いから困るよ、車掌の注意を要する

91 乗越して無理窟言つて怒る馬鹿

乗越して怒るにもいろく有るだらうが、能く教へないからなご、理窟言てるのもあるか、車掌の呼聲の低いのが客の返答が判らずに發車するのも有るやうだ、双方とも氣を附けなくちやいけないが喧嘩や悪口は聞きたくない

92 満員に飛乗て従業員を怒罵する馬鹿

能くあるやうだが満員札も中央空隙のないのを確めてから掲げて貰ひたい、入口だけの満員が多いから悶着が起るのだ、双方共氣を附けて欲しい

93 席を譲られて禮も言ずに其人を押退けて掛ける馬鹿

斯んな奴は澤山あるよ、禮は兎も角として其人を押退けなくとも好いに其人が腰を上げたばかりを直ぐ占領は非道過ぎるよ

94 他よりの氣附に禮も言ず澄してる馬鹿

先達斯んな事があつた、切符を遺失した人に氣を附けてやつ

たが若しも僕が黙つて居たら車掌と一悶着だつたらうさ、併し別に一言の禮も言はなかつたが随分ひどいネー

95 他ひとの足あしを踏ふんで謝罪あやまるせさる馬鹿ばか

毎度斯んな奴の乗て居るには困る、先日僕は買立ての白足袋をやられて人の家へ行くに困つた、何處かの子供は泣て居た

96 急いそぎ降車をりる人の通路つうろを妨またげ愚圖ぐずくして馬鹿ばか

通路をさつくと開けたら自分も宜からうにさ、奴はなんだな、屹度餘り乗たことがない奴だらうよ

97 足あしを通路つうろに投出なげだし踏反ふんそり返かへつてる馬鹿ばか

時々斯んな奴を見るが随分癢だ、車掌がなんとか出来ないかしら

98 中央まんなかに仁王にわう立ちして通路つうろを妨またげてる馬鹿ばか

降車の邪摩されたので僕は學校の遅刻さ、何處かの腰辨は遅參の譴責を喰つたと聞いた、全體車掌が注意しなくちやいかなよ

99 杖つゑや傘かさを通路つうろに出だして置おく馬鹿ばか

降りる人が傘に躓いて倒れて居る間に發車した時には實に可

笑しくもあり氣の毒でもあつたが、傘を出した奴は躓いた方が悪いかのやうに只「オツ」と言て傘を直した丈けの時には傍人の顔色は皆怒氣を含んで見へた

100

膝^{ひざ}を重^{かさ}ね足^{あし}を通路^{つうろ}に突^つ出^だして居^ゐる馬鹿^{ばか}

膝を重ねて居る位の無作法者なれば、人の通る時にも避けな
いで平氣で人に泥を附けて居るが、實に無禮千萬最も憎むへ
き奴だ

電車百馬鹿 終

前略御免可被下候貴社御發行の電車百馬鹿在京の倅より送越し候處面白く闇々裡に互讓希望の意のある處充分に推察し得られ近來の好著ご存候近日海博見物を兼ね花見傍近村の連中誘合一團體として出京の計畫中に付て自然電車乗用も可致就ては倅より申越の注意も有之候間左の如く心得居可申一寸左に

一乗換は乗換へき停留場を言はず只行先
 きの町名を車掌に申聞ける事
 一乗換の停留場は車掌に任せる事
 尙喫煙の出来ぬ事座席二人分占領を許さ
 ざる事大荷物を持込得ざる事及切符代金
 に大札を出さざる事等大勢の件れなれば
 初めて乗車の人も多きととて心配致居候
 處幸に書籍に依て耻も搔かす怪我もせず

に濟み可申實に大なる利益を得一同大喜
 に御座候何卒田舎にも大に御賣廣め被下
 度願上候尙々萬一前陳の乗換に付心得違
 候らはし御示教被下度候 拜具

大正五年三月二十五日

東北の一老翁

開正舎御中

電氣鐵道取締規則

電氣鐵道取締規則

第一章 總則

第一條 本則ハ軌道條例ニ依リ主務大臣ノ特許ヲ得テ一般運輸營業ニ供スル電氣鐵道ニ適用ス

第二條 本則ニ於ケル電車トハ客車及貨車ヲ併稱ス

第二章 營業者ニ對スル規定

第三條 電車内之ニ附屬スル機械器具ハ當該官廳ノ検査ニ合格シ検査證書ヲ受ケタルモノニ非レハ使用スルヲ得ス

第四條 電車及之ニ附屬スル機械器具ハ常ニ清潔堅牢ニ保持シ破損シ

タルトキハ速ニ修繕ヲ加フヘシ

第五條 (削除)

第六條 電車ニハ制動器、避難器、音響器、及車掌運轉手間ニ通スヘキ信號器ヲ装置スヘシ、但附屬車ニハ制動器及信號器ノミヲ装置スルコトヲ得

第七條 電車ニハ其内外踏易キ場所ニ車輛ノ番號ヲ明記スヘシ

第八條 電車ニハ行先ヲ示ス爲其前後ニ晝間ハ標札ヲ掲ケ夜間ハ標燈ヲ點スルノ装置ヲ爲スヘシ
前項ノ標札及標燈ニハ其行先ノ地名ヲ明記シ警視廳ノ認可ヲ受クヘシ、之ヲ變更セントスル時亦同シ

第九條 客車ニハ乗客ノ滿員ヲ示ス爲其前後ニ滿員札ヲ掲クルノ装置ヲ爲スヘシ

第十條 客車ニハ車内踏易キ場所ニ車輛検査證書乗車賃錢表及第四章ノ規定ヲ掲クヘシ

第十一條 客車ニハ其前後及車内ニハ豫備トシテ尙蓄電池式ノ電燈又ハ其他ノ燈火ヲ點スルノ装置ヲ爲スヘシ

第十二條 客車ニハ天井ノ外廣告ヲ掲クヘカラス

第十三條ノ一 乗客ノ定員營業時間並運轉系統發車時間發車數其他發車ニ關スル事項ハ警視廳ノ認可ヲ受クヘシ之ヲ變更セントスル時亦同シ

第十三條ノ二 電車ノ停留所及其標示ヲ設置セントスルトキハ警視廳ノ認可ヲ受クヘシ之ヲ變更セントスルトキ亦同シ

第十四條 軌道及電線路ニ對シテハ常ニ係員ヲシテ注意セシメ運轉上危険ナカラシムヘシ

第十五條 車掌運轉手轉轍手信號人及電線路番人ノ服制ヲ定メ警視廳ノ認可ヲ受クヘシ之ヲ變更セントスルトキハ亦同シ

第十六條 信號人及電線路番人ヲ配置スヘキ場所ヲ定メ警視廳ノ認可ヲ受クヘシ之ヲ變更セントスルトキ亦同シ

第十七條 車掌運轉手ヲ雇入レントスルトキハ其族籍住所氏名生年月日ヲ記シ居住地所轄警察署ヲ經テ警視廳ニ願出免許證ヲ受クヘシ

但シ運轉手ニ係ルトキハ其履歷書ヲ添付スヘシ

第十八條 車掌運轉手本則ニ違背シ又ハ就業上不適當ト認メタルトキハ免許ヲ取消シ又ハ就業ヲ停止スルコトアルヘシ、前項ニ依リ免許ヲ取消サレ又ハ就業ヲ停止セラレタルトキハ三日以内ニ免許證ヲ警視廳ニ返納スヘシ就業ヲ停止シタル場合ニ於テ其期限滿了シタルトキハ警視廳ハ更ニ免許狀ヲ下附スヘシ

第十九條 左ノ場合ニ於テハ三日以内ニ警視廳ニ届出スヘシ、但シ第一號ノ場合ハ免許證書換若ハ再下附ヲ受ケ第三號乃至第四號ノ場合ハ免許證ヲ返納スヘシ

一、營業者ノ住所氏名ヲ變更シ又ハ會社ノ所在地社名社則定款代

表者其氏名ヲ變更シタルトキ

二、車掌運轉手ノ免許證ヲ亡失毀損シ若クハ其證面記載ノ事項ニ

異動ヲ生シ又ハ其文字不明ニナリタルトキ

三、車掌運轉手ヲ解雇シタルトキ

四、車掌運轉手死亡シ若クハ所在不明トナリタルトキ

第二十條 電車運轉上ヨリ生シタル危險ノ事故ハ直チニ其顛末ヲ具シ

發生地ノ所轄警察署ニ届出ヘシ

第二十一條 營業者ニシテ未成年者又ハ禁治産者ナルトキハ其願届書

ニハ法定代理人ノ連書ヲ要ス

第二章 車掌運轉手等ニ對スル規定

第二十二條 車掌運轉手轉轍手信號人及電線路番人ハ就業中制服ヲ着

用スヘシ

第二十三條 轉轍手信號人及電線路番人ハ濫ニ受持場所ヲ離ルヘカラ

ス

第二十四條 車掌及運轉手ハ就業中免許證ヲ携帯シ警察官吏ノ求メア

リタルトキハ之ヲ示スヘシ

第二十五條 車掌及運轉手ハ如何ナル場合ト雖モ其免許證ヲ有セサル

者ニ自己ノ職務ヲ委託スヘカラス

第二十五條ノ二 車掌ハ發車前車掌運轉手ノ氏名ヲ記シタル標札ヲ客車内ニ掲クヘシ

第二十五條ノ三 車掌ハ發車前第八條ノ標札ヲ掲ケ並ニ其標燈及第十一條ノ燈火ヲ點スヘシ

第二十五條ノ四 運轉系統ニ定メタル方法ニ違ヒテ行車シ又ハ前條ノ標札標燈ニ示シタル行先地ニ至ラスシテ其方向ヲ變更シ若ハ行車ヲ中止スヘカラス

但運轉上故障ヲ生シ已ムヲ得サル場合ハ此限ニアラス

第二十六條 車掌及運轉手ハ乗客並ニ公衆ニ對シ懇切ニ接遇シ侮慢ノ行爲ヲ爲スヘカラス、老幼者又ハ婦女乗降ノトキハ特ニ保護スヘシ

シ

第二十七條 車掌及運轉手ハ公衆ニ將シ乗車ヲ勸誘スル爲メ呼聲ヲナシ又ハ行車中喫煙ヲナスヘカラス

第二十七條ノ二 停留場ニアリテハ停車スヘシ但乗車又ハ降車スル者ナキ場合ハ此限ニアラス

第二十八條 停留場以外ニ於テハ別段ノ規定アル場合ノ外停車スル事ヲ得ス

第二十九條 運轉手臺ニハ客ヲ乗載スヘカラス

第三十條 定員外ノ人員ヲ乗載スヘカラス

第三十一條 乗客定員ニ達シタルトキハ滿員札ヲ掲クヘシ

第三十二條 乗客ノ乗リ終リ又ハ降りタル後ニ非サレハ行車ノ信號ヲ發スヘカラス

第三十三條 車掌ハ第四十條乃至第四十四條ニ掲クル事項ヲ監視シ若シ違背シタル者アルトキハ之ヲ制止シ尙肯セサルトキハ乗車ヲ拒絶スヘシ其職務上ニ於ケル正當ノ請求ニ應セサル者アルトキ亦同シ

第三十四條 運轉手ハ如何ナル場合ト雖モ運轉手臺ヲ離ルヘカラス但シ已ム事ヲ得スシテ其位置ヲ離ル、トキハ制御機ノ把手ヲ外シ之ヲ携帯スヘシ

第三十五條 運轉手ハ定數外ノ車輛ヲ連絡シテ行車スヘカラス、但單行車ニ在リテハ故障ヲ生シタル電車ヲ牽引シ又ハ推進スル場合ハ此限ニアラス

第三十六條 運轉手ハ制限ノ速度ヲ超過シ行車スヘカラス、但シ制限内ト雖モ道路ノ交叉部、街角、橋上、坂路曲線又ハ往來雜沓ノ場所並ニ他ノ電車ト行違ヲ爲サントストキハ音響器ヲ鳴シ特ニ徐行スヘシ

第三十七條 車馬及歩行者カ電車ノ前路ヲ通行シ又ハ電車ニ接近シタルトキハ運轉手ハ音響器ヲ鳴ラシ特ニ徐行シ又ハ停車スヘシ

第三十八條 運轉手ハ行車中各車間ニ相當ノ距離ヲ保ツヘシ

第三十九條 消防機械又ハ郵便馬車通行ノトキハ運轉手ハ其進行ニ障

礙ヲ與ヘサル様徐行シ又ハ停車スベシ軍隊、學生、生徒ノ隊伍及
葬儀等ノ行列通過ノトキ亦同シ

第四章 乗客ニ對スル規定

第四十條 左ニ掲クル者ハ乗車スヘカラス

- 一 酩酊シタル者
- 二 同乗者ニ厭忌ノ感ヲ起サシムヘキ疾病アル者
- 三 同乗者ニ不快ヲ感セシムベキ不潔ノ容裝ヲナシタル者

第四十一條 臭氣ヲ發散シ其他同乗者ノ迷惑トナルヘキ手荷物並ニ犬
ヲ携帯スヘカラス

第四十二條 客車乗降口ノ踏段ニ立止マリ又ハ滿員札ヲ掲ケタル場合
ハ乗車スヘカラス

第四十三條 肢體ヲ車外ニ出シ又ハ電氣ノ裝置ヲナシタル機械器具ニ
手ヲ觸ルヘカラス

第四十四條 放歌喧噪シ其他他人ノ迷惑トナルヘキ行爲ヲナスヘカラ
ス

第四十五條 第三十三條ノ規定ニ依リ乗車ヲ拒絶セラレタルトキハ即
時又ハ最近ノ停留場ニ於テ降車スヘシ、但シ此場合ニ於テハ既ニ
支拂タル賃錢ノ拂戻ヲ請求スル事ヲ得ス

第五章 電車ノ保護ニ關スル規定

第四十六條 軌道（附屬裝置ヲ含ム）又ハ軌道ニ接スル場所ニ諸車木石其他ノ物品ヲ留置キ又ハ何等ノ方法ヲ問ハス電車ノ進行ヲ妨害スルノ行爲ヲナスヘカラス

第四十七條 電線ニ旗、紙鳶其他ノ物ヲ觸レシムヘカラス

第四十八條 電車ノ通過スルトキハ馬車又ハ通行人ノ其進行ノ妨害トナラサル様軌道外適當ノ位置ニ避クヘシ

第四十八條ノ二 停留場ニ於テ電車ノ停止セルトキハ其停留場ニ接近シタル諸車牛馬ハ適當ニ徐行シ且ツ乗客ノ乗降ニ危険ナキ様避讓

スヘシ

第四十九條 重量ノ荷車ハ軌道外ニ相當ノ餘地ヲ存スルトキハ軌道ヲ通行スヘカラス

第五十條 電車運轉ノ爲メ特ニ設ケタル専用軌道敷ヲ通行シ立入ルヘカラス

第六章 罰則

第五十一條 本則ニ違背シタル者ハ拘留又ハ科料ニ處ス

第五十二條 十二年未滿ノ者又ハ禁治産者ニシテ本則ヲ違背シタルトキハ前條ノ科料ヲ其法定代理人ニ科スル事アルヘシ

第五十三條 法人ノ業務ニ關シ法人ノ代表者其他ノ從業者又ハ雇人ニシテ本則第二章ニ違背シタルトキハ第五十一條ノ科料ヲ法人ニ適用ス

第七章 附則

第五十四條 現在ノ營業者ハ明治三十六年九月三十日迄ニ第三條第六條乃至第十一條第十三條第十五條乃至第十七條ノ規定ニ從フヘシ

第五十五條 他管内ヨリ東京府下ニ聯通スル電氣鐵道營業者ニシテ其管轄廳ヨリ本則第十七條ニ該當スヘキ免許證ヲ受有スル者ハ更ニ之ヲ受クルヲ要セス

電氣ニ關スル注意心得

電氣ニ關スル注意心得

○電柱及電線ニ關スル注意

一、電柱及電線ニハ成ルヘク接觸セサルヲ良トス、殊ニ暴風雨雪雷鳴ノ際ニハ最モ注意スヘシ、低壓電燈電力線及電信電話線ハ通常危険ナシト雖暴風雨雪雷鳴並ニ事變ノ際ニハ電燈電力用高壓電線又ハ電氣鐵道用電線ト混觸スルノ虞アレハ右等ノ場合ニハ總テ電柱、電線類ニ身體ヲ觸レサル様注意スヘシ、電線ヲ支持スル碍子腕木又ハ電柱ノ全部若ハ一部ヲ赤色ニ塗リタルモノ又ハ左ノ標示アルモノハ特ニ注意スヘシ

二尺
注意
一尺

- 二、電柱電線ノ近傍ニ出火アリテ電柱類燒ノ虞アリトモ妄リニ及物ヲ以テ電線ヲ切斷シ又ハ電柱ヲ倒ス等ノ事アルベカラス、此道ノ心得ナクシテ之ヲ試ムルトキハ意外ノ危険ニ踏ル事アリ注意スベシ
- 三、電柱腕木電線又ハ之ニ接續セル物品ニ火花ヲ發シ又ハ異狀アルトキハ速ニ警察官又ハ電氣事業者ニ報知スベシ、但シ電氣鐵道ニ於テ電車通行ノ際火花ヲ發スルハ通常ナレバ之等ハ別段トス
- 四、電線ノ切斷垂下セルモノアルモ妄リニ之ニ觸ル可カラス、萬一已ムヲ得スシテ切斷垂下線ヲ動カストキニハ乾キタル布ニテ厚ク手ヲ

包ミ乾燥シタル長キ竹木ノ類ヲ以テ間接ニ之ニ觸ルヘシ、其間乾キタル靴若クハ下駄類ヲ穿ツヲ良トス、若シ跣足又ハ草鞋ノ儘ニテ及物或ハ金棒類ヲ以テ電線ニ觸ル、トキハ電擊ヲ受クル事アルヘシ

○室内用電力電燈線ニ關スル注意

- 五 室内用電線ハ電氣ノ漏泄ヲ防ク爲メ絲(ゴム)又ハ布ニテ包ミアルモ若シ欠損ノ箇所アルトキハ危険ノ虞アリ、然ルニ往々電線ヲ戸障子間ノ如キ開閉ノ爲メ摩擦セララル、所ニ挾ミ、又ハ電燈球ヲ疎漏ニ上下ニ動カシ之カ爲メ線ノ外包ヲ破損シ其儘ニ放棄シ置ク事アリ此ノ如キハ不時ニ發火スル危険ノ虞アルモノナレハ室内用電線ハ決

シテ損傷セサル様注意シ、若シ損傷ノ箇所アラハ速ニ電氣事業者ニ報知シ修補セシムヘシ

六、電線ヲ瓦斯管水道管其他ノ金屬體ニ接セシメ又ハ釘ニ懸クル等ハ其外包ノ損傷ヲ來シ易ク電氣ノ漏洩ヲ惹キ起ス慮レアルモノナレハ必ス之ヲ避クヘシ

七、電燈ノ點滅ハ電燈點滅器ニ依リ之ヲ爲シ此際成ルヘク電線電氣器具等ニ手ヲ觸ルヘカラス、電線其他電氣器具ヲ濕ラス時ハ電氣ノ漏泄ヲ導キ易ク危害ヲ招クノ虞アリ、故ニ室内用電線電球其他電氣器具ハ成ルヘク濕ラサ、ル様注意シ且ツ決シテ濡手ニテ取扱フヘカラス、電氣器具及室内電線等ヲ玩弄シ又ハ水氣アル手指ニテ扱ヒ、或

ハ跣足ノ儘土間ニ在リテ之ニ觸ル、等ハ電氣ニ感シ易ク危険ナレバ、電氣需用者ハ篤ク使用人等ニ教ヘ之ニ注意スヘシ

八、室内電線其他之ニ接觸セル電氣器具ニ火花ヲ發シ或ハ其他異狀アリト認メタルトキハ引込口開閉器ヲ遮斷スヘシ、引込口開閉機ニハ麻繩ノ類ヲ付シ之ニヨリ容易ニ開閉器ヲ遮斷シ得ル様ニ裝置スヘシ

○觸電者ニ對スル應急取扱法

九、若シ電氣ノ爲メニ氣絶シタルモノアラハ直ニ被害者ヲ其電線ヨリ取離スカ又ハ電氣ノ傳ハラサル様便宜ノ方法ヲ施スヘシ

十、電氣ノ傳ハラサル様ニナスニハ電氣事業者ヲシテ適當ナル方法ヲ

探ラシムヘキハ勿論ナルモ、第八ニ記載セル方法ニヨリ引込口開閉器ヲ遮斷スルカ或ハ乾キタル竹木ノ長キ柄ヲ有スル及物ニテ電線ヲ斷チ截ルヘシ（注意ノ標示アルヲ電線除ク）被害者ヲ電線ヨリ取離ス場合ハ勿論此場合ニ於テモ素手ニテ爲サル様注意シ、乾キタル竹木或ハ布片類ノ如キ電氣ノ傳ハリ難キモノヲ用キテ之ヲ行フヘシ

十一 人工呼吸ヲナスニハ被害者ノ頸及胸部ノ衣類ヲ弛メ、且ツ其上衣ヲ脱シテ之ヲ疊ニ肩ノ下ニ敷キ頸ヲ後方ニ垂レシメ、左記二法ノ一二依ルヘシ、縦合蘇生ノ見込ナキ様見ユルトモ少クトモ醫師ノ來ル迄ハ之ヲ繼續スヘシ

甲法 手術者ハ假死者ノ頭ノ上方ニ於テ跪キ、其腕ヲ握リ



第一圖

第二圖



第三圖



第四圖



第一圖ニ示ス如ク之ヲ頸ノ上方ニ充分引伸ハシ（斯クスルトキハ胸部擴大セラレ空氣ハ肺中ニ進入ス）斯クシテ三四秒ノ後（一二三ト數フル時間ノ後）第二圖ニ示ス如ク引伸ハシタル兩腕ヲ前方ニ曲ケ胸部ヲ強ク壓迫スヘシ（斯クスルトキハ肺中ノ空氣體外ニ排出サル）此方法ハ一分時間十五六回ノ割合ヲ以テ之ヲ繰返スヘシ

乙法、手術者ハ第三圖ニ示ス如ク假死者ノ上ニ跨リ、左右兩掌ヲ胸壁ノ下部ニ當テ（其拇指ヲ鳩尾「ミゾオチ」ノ邊ニ置ク様當カフヘシ）肺中ノ空氣ヲ排スル爲メ其部分ヲ緊縮シツ、前下方ニ向テ強ク壓迫ヲ加フヘシ、此時手術者ハ第四圖ニ示ス如ク自己身體ノ重ミヲ利用スヘシ、斯クシテ三四秒ノ後急ニ手ヲ離スヘシ此方法モ又一

分時間十五六回ノ割合ヲ以テ之ヲ繰返ス事ヲ要ス

七六

十二、人口呼吸法ヲ行フ間ニ他ノ一人ハ舌挾ヲ用キテ（若シ舌挾ミノ用意ナキ時ハ布片ノ類ニテ）氣絶シタル者ノ舌ヲ摘ミ、空氣ヲ肺中ニ吸込マシムル際ハ之ヲ引出シテ空氣ノ肺ニ進入スル事ヲ容易ナラシメ、又空氣ヲ肺ヨリ排出スル際ニハ舌ヲ元ニ戻スヘシ、斯クシテ之ヲ繰返シ行フ事ハ人工呼吸法ニ最モ必要ナルコトニシテ決シテ之ヲ忽ニス可カラス、故ニ若シ氣絶シタル者カ墜ク口ヲ閉チテ舌ヲ摘ミ出スコト能ハサル時ハ棒、木片或ハ小刀ノ柄等ニテ強ク口ヲ開カシタル上之ヲ行フヘキモノトス、又假死者ニ水其他ノ飲料ヲ飲マシメント試ムヘカラサルハ勿論苟モ水ヲ吹掛クルコトヲナスヘカラス

是流動物ハ呼吸器ヲ閉鎖セシムルノ虞アルカ故ナリ、尙手助ケアラハ「ガーゼ」又ハ綿ニ「アンモニア」水ヲ含マセ之ヲ氣絶シタル者ノ鼻ノ附近ニ置キ其呼吸機能ニ刺戟ヲ與フルヲ可トス

十三、電氣事業者ハ常ニ發電所、變電所、蓄電所、開閉所及工夫散宿所等ニ人工呼吸法ニ必要ナル舌挾ミ並ニ「アムモニヤ」水等ヲ備ヘ、尙従事員ニ常時人工呼吸法ヲ習得セシメ置クヲ可トス

十四、本告示中電氣需用者ニ知悉セシムルノ必要アル事項ハ電氣事業員ニ於テ之カ周知ノ方法ヲ講スヘシ

大正五年二月廿九日印刷
大正五年三月五日發行
大正五年四月廿九日增訂再版發行

不許
複製

定價金十二錢

著者 芝 雷 山 人

發行兼
印刷者 木 村 恂

東京市京橋區南鍛冶町二十二番地
印刷所 開正舍印刷所

發賣所

合資
會社 開正舍

賣捌所

全國各書林

電話 京橋二二四三番
振替口座東京一一九二二番

書畫眞蹟保證付販賣ノ開始

當部ハ從來會員組織トシテ會員ノミノ交換、鑑定、揮毫、紹介等ヲナシ居リタル處今回一般ノ便宜ノ爲メ大ニ事業ヲ擴張シ會員タリト否トヲ問ハス左ノ事項取り扱ヒ迅速懇切ニ輕便主義ノ下ニ經營致シ電話又ハ葉書ニテ御申越シ次第部員參上夫レ々御用命ニ應シ申ス可ク候ニ付續々御用命被仰付度候

- 一 書畫眞蹟保證付販賣
 - 一 揮毫紹介
 - 一 新古書畫鑑定
- 一 毎月九日、十九日、二十九日午後三時ヨリ書畫交換會

芝區神谷町二十五番地

東京繪畫俱樂部

電話芝四三八六



確實ナル金儲ケノ器械生ル
(三圓ノ元デ日ニ 壹圓宛儲カル)

素人用活版印刷器械

(郵券二錢封入御申込 次第詳細説明書送ル)

●名刺、ハガキ、受取紙、小雜誌、ペーパー、傳票、封筒等何ンデモ素人ニテ手易ク印刷ガ出來ル。此雜誌位ノモノハ最モ手頃ナリ

●名刺ハ一日拾組位ハ樂ニ印刷ガ出來ルカラ廉價工賃一組(百枚)拾錢トシテモ手間丈ケ一日壹圓位ノ收入ハ容易ナリ

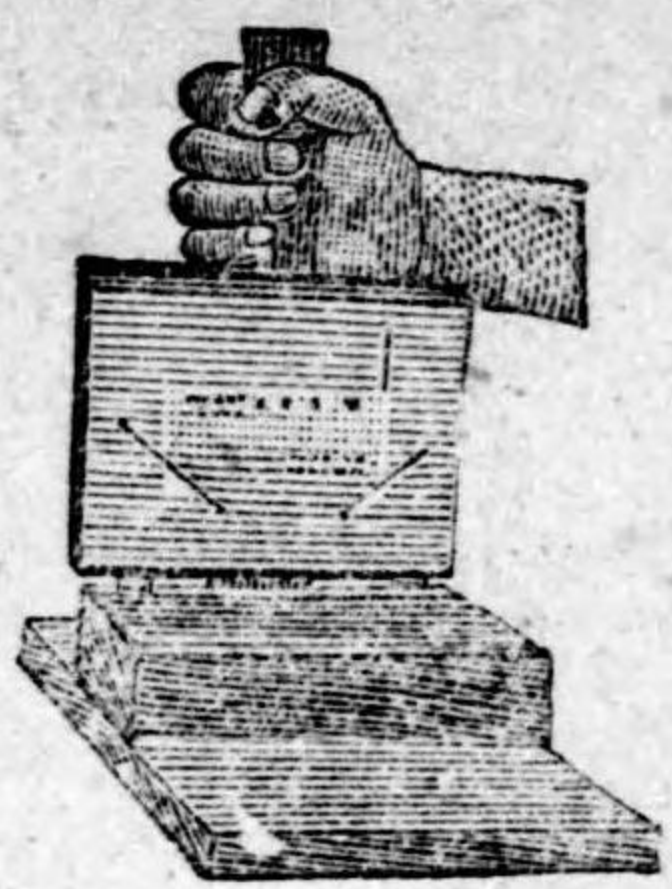
●御入用ノ活字(弊店ニテ製造ス)ハ御申込次第特ニ割引直段ヲ以テ直ニ引替小包ニテ御送附ス

●木製器械及附屬品(インキ、込物、ルーラ等)共

定價

一鐵製器械(附屬品共) 壹組 金 四圓也
 一鐵製器械(附屬品共) 壹組 金 五圓八十錢
 一名刺專用器械(附屬品共) 壹組 金 參圓也

(但送料ハ別ニ 申受ク)



●御入用ノ活字(弊店ニテ製造ス)ハ御申込次第特ニ割引直段ヲ以テ直ニ引替小包ニテ御送附ス

●木製器械及附屬品(インキ、込物、ルーラ等)共

東京市京橋區南鍛冶町二十二番地

製作發賣元

合資會社

開正舍

印刷製本

機械店

電話 京橋二、二四三番
 振替口座東京 一一、九二二番

印刷部營業科目

- 一活版 雜誌類、事務用印刷物一式、廣告等
- 一石版 株券、ペーパー、商品切手、看版ビラ、手紙、名刺等
- 一和洋諸帳簿、手帳、和洋製本、カレンダー、荷札等其他印刷部一式
- 一寫眞コロタイプ印刷、寫眞銅版等

● 弊店ノ特色

- 一、弊店ハ會社、商店ノ事務用印刷物ヲ最モ特色トス
- 二、雜誌出版物ハ期日ヲ急ガザルモノニ就テハ大小共殆ド無競争ノ低廉價ヲ以テ御用命ニ應ズル特別ノ設備アリ、一度御試命アリタシ
- 三、目下歐洲戰亂ノ影響ニテ洋紙暴騰ノ爲印刷代非常ニ騰貴ノ際ナレ共弊店在庫品ニテ御用命アレバ最モ低廉ナル印刷物ヲ得ラルベシ

東京市京橋區南鍛冶町二十二番地

會社 開正舍印刷所

電話 京橋二、二四三番



終

東京
開正
發行